

## 特定非営利活動法人シニアライフ支援協会 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人シニアライフ支援協会（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

### 第1条（目的）

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

### 第2条（会員）

1. 会員は、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人及び法人をいい、正会員、活動会員、賛助会員、一般会員からなる。正会員以外の者が正会員になるには、当法人理事会の承認を要する。
2. 正会員は、当法人の事業を理解し、活動及び事業を推進する。総会における議決権を有する。
3. 正会員は、当法人総会の議決権を有する。
4. 活動会員は、成年後見制度を理解し当法人の定める講習を受講し、市民後見人として当法人の活動に従事する。
5. 賛助会員は、法人活動を援助する個人および法人をいう。
6. 一般会員は、当法人が行う、セミナー、勉強会、相談などの各種サービスを優先・優待で受ける。

### 第3条（入会申込み）

入会の申込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に郵送、FAX、E-mail、または当法人に持参する。申込者は入会申込書提出後、当法人から入会承認通知を得、入会金及び年会費を支払ったときから、各会員になる。

### 第4条（入会金及び年会費）

|        |      |        |        |         |             |
|--------|------|--------|--------|---------|-------------|
| 1. 正会員 | 入会金  | 3,000円 | 年会費    | 12,000円 |             |
|        | 活動会員 | 入会金    | 1,000円 | 年会費     | 4,000円      |
|        | 賛助会員 | 入会金    | 0円     | 年会費     | 50,000円（1口） |
|        | 一般会員 | 入会金    | 0円     | 年会費     | 2,000円      |

### 第5条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が当法人定款第7条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者がかつて除名された者であった場合
3. 入会金、初年度年会費を指定期限日が過ぎても未納の場合

#### 第6条（会員資格の有効期限）

1. 会員の有効期限は、毎年4月1日から3月31日までとする。
2. 途中入会の場合、年会費は別表1のとおりとする。
3. 有効期限満了前に当法人より継続のための案内を通知する。その案内に従って、次年度の年会費を指定期限日までに納入したとき、会員期間は1年延長される。

#### 第7条（総会における議決権）

1. 当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
2. 総会は、正会員をもって構成する。

#### 第8条（個人会員の資格消滅）

個人で入会した会員が死亡した場合は、当該会員の会員資格は当然に消滅する。

#### 第9条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を当法人に通知しなくてはならない。

#### 第10条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人からの退会の申し出があったとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき
- (4) 除名されたとき

#### 第11条（除名）

1. 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。
  - (1) 当法人の定款等に違反したとき
  - (2) この会員規約に違反したとき
  - (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権、その他の権利を侵害した場合。
  - (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

#### 第12条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第13条（拠出金品の不返還）

すでに納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第14条（損害賠償）

1. 会員が、この会員規約及び同規約に基く諸規則に反し、またはそれを類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償する。
2. この条項は会員がその資格を喪失した後にも及ぶ。

#### 第15条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

#### 第16条（個人情報の取り扱い）

1. 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等個人を特定できる情報及び機微な情報）は、プライバシー保護のため、全会員がその取り扱いには十分注意し、当法人の活動のためだけに使用し、会員以外の第三者に個人情報を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
2. 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

（別表1）

|     |       |       |         |       |
|-----|-------|-------|---------|-------|
| 入会月 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 |
| 年会費 | 4000円 | 3000円 | 2000円   | 1000円 |